

お支払いする保険金

保険金支払対象期間(てん補期間*)中の就業障害*である期間1か月につき、保険金額(支払基礎所得額*)をお支払いします。ただし、業務に復帰して得た所得がある場合、就業障害発生直前の所得額に対する、てん補期間中の所得額の減少した割合を、支払基礎所得額に乘じた額をお支払いします。

保険金算出の計算式 てん補期間(65才まで)中の就業障害である期間1か月につき、以下の式によって算出した額をお支払いします。

$$\text{保険金額} \times \left(1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}\right) \times 100\%$$

支払基礎所得額 所得喪失率 約定給付率

保険金のお支払例

- 保険金額(支払基礎所得額): 10万円に加入
- 保険金支払対象期間(てん補期間)において3年間全く働けず、その後2年間一部復職(所得の50%を回復)
- 就業障害発生前の各月における所得の額: 40万円

<3年間の就業障害に対する保険金>
 $10\text{万円} \times \left(1 - \frac{0\text{円}}{40\text{万円}}\right) \times 100\% \times 36\text{か月}(3\text{年}) = 360\text{万円}$

<2年間の一部復職に対する保険金>
 $10\text{万円} \times \left(1 - \frac{20\text{万円}}{40\text{万円}}\right) \times 100\% \times 24\text{か月}(2\text{年}) = 120\text{万円}$

合計お支払保険金 **480万円**

休職時収入サポート-GLTD- よくあるご質問と回答

- Q1** この保険に加入したいのですが、健康状況の告知は必要ですか?
 はい。現在の健康状況の告知をいただいております。現在の健康状況等によってはお引受を見合わせていただく場合、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただく場合があります。
- Q2** 現在告知対象となる疾病を患っておりますが、取扱いはどうなりますか?
 「疾病・症状一覧表」の「A欄*」に記載の疾病等であった場合は、お引受を見合わせさせていただきます。
 ※「A欄」の例 脳卒中、糖尿病、ガン、精神障害など
- Q3** 現在、精神障害(統合失調症・うつ病・パニック障害・睡眠障害など)を患っていますが、この保険に加入できますか?
 「A欄」に記載の疾病等であった場合は、お引受を見合わせさせていただきます。
- Q4** 現在「B欄」に記載のある疾病を患っており休職中ですが、この保険に加入したら、その疾病に対してすぐに保険金が支払われるのですか?
 「B欄」に記載の疾病等であった場合は、「特定疾病対象外」でのお引受とさせていただきます。そのコードに含まれるA・B欄記載のすべての疾病・症状およびそれらと医学上因果関係がある疾病・症状が保険金支払対象外となります。
- Q5** 現在、妊娠している場合、この保険に加入できますか?
 この保険は、「妊娠に伴う身体障害補償特約」が自動セットされているため、現在妊娠している場合は、お引受を見合わせさせていただきます。
- Q6** 退職しても保険金は支払われますか?
 退職しても保険期間中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金を支払います。
- Q7** 免責270日間とは何ですか?
 この期間の就業障害は保険金支払いの対象となりません。起算日は就業障害が開始した日です。就業障害が270日連続してはじめて免責期間が終了し、その翌日よりてん補期間が開始します。
- Q8** 健康状況告知質問事項に該当した疾病・症状が「疾病・症状一覧表」に記載のないものであった場合、どのような引受方法になりますか?
 加入申込票の「疾病コード」欄に「R0」とご記入いただき、また「疾病・症状名」欄に具体的疾病・症状名称をカタカナでご記入願います。この場合、ここにご記入いただいた疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。
 ●R0の例
 ジンマシン(蕁麻疹)、ヘンズツウ(片頭痛)、スイミンジムコキュウショウコウグン(睡眠時無呼吸症候群)、シシツイジョウショウ(脂質異常症)、ギャクリュウセイシヨクドウエン(逆流性食道炎)、ガングリオン等

ホームページにQ&A詳細版を掲載しています。
 ホームページの「よくあるご質問と回答」で「A欄」、「B欄」に記載の疾病等をご確認いただけます。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

お問い合わせ先
 [取扱代理店] 株式会社郵愛
 〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6
 TEL 0120-025-375(無料) FAX 0120-779-783

[引受保険会社] 三井住友海上火災保険株式会社公務第二部日本郵政室
 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
 TEL 03-3259-6682 FAX 03-3259-8206

HP <http://www.jprouso.or.jp/welfare/yuuai/>



A20-101062 使用期限:2022.1.1

新規加入用

日本郵政グループ労働組合の正社員組合員の皆さまへ



休職時収入サポート-GLTD-

※別冊「重要事項のご説明」を必ずあわせてお読みください。

団体割引
30%
 適用

団体長期障害所得補償保険

「休職時収入サポート-GLTD-」は
 長期間働けなくなった時、従業員の皆さまの
 収入をサポートします。



GLTD(休職時収入サポート)は2021年1月から商品が改定されます!

新規加入の方は日本郵政グループの65才定年延長にあわせて、
 GLTD(休職時収入サポート)の補償内容が変わりました!
 ※新規加入の方は現行の「60才まで補償プラン」にはご加入できません。

6つの特徴

※印を付した用語については、別冊重要事項のご説明の「※印の用語のご説明」をご覧ください。
 (各欄の初出時のみ※印を付けています。)

- 1 長期にわたる就業障害*を補償!!**
 公的保険や従来の所得補償保険では補えない、長期の就業障害を補償します。
- 2 いつでも・どこでも補償!!**
 病気やケガの発生原因が、就業中でもプライベートでも24時間、国内外問わず補償します。
- 3 自宅療養中も補償!!**
 入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も保険金支払いの対象となります。
- 4 職場復帰後も継続補償!!**
 職場復帰後も就業障害*が残り、所得喪失率*が20%を超える場合、所得の喪失割合に応じて補償が継続されます。
- 5 特約もセットされているので補償も充実!!**
天災危険補償特約
 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって被った身体障害による就業障害も補償。
精神障害補償特約
 一定の精神障害(注)についても補償。なお、この特約による保険金のお支払いは、免責期間*終了日の翌日から起算して24か月が限度となります。
 (注)お支払対象となる精神障害の例
 統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など
妊娠に伴う身体障害補償特約(女性の場合)
 妊娠・出産・早産・流産によって被った身体障害による就業障害も補償。
- 6 団体制度でしかご加入できません!!**
 このプランは個人でご契約することはできません。この機会に是非ご加入ください。
 (注)お申込人、被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、重要事項説明の「ご注意いただきたいこと」をご覧ください。

保険期間(1年間) **2021年1月1日午後4時 ▶ 2022年1月1日午後4時**

[申込締切日] 2020年11月30日(月)
 [保険料のお支払い] 2021年3月より毎月口座振替
 [加入申込票ご提出先] 株式会社郵愛
 [中途加入される場合] 中途加入は随時受け付けております。申込締切日は毎月月末となります。補償開始日は、申込日の翌々月1日となります。

<自動継続の取り扱い>

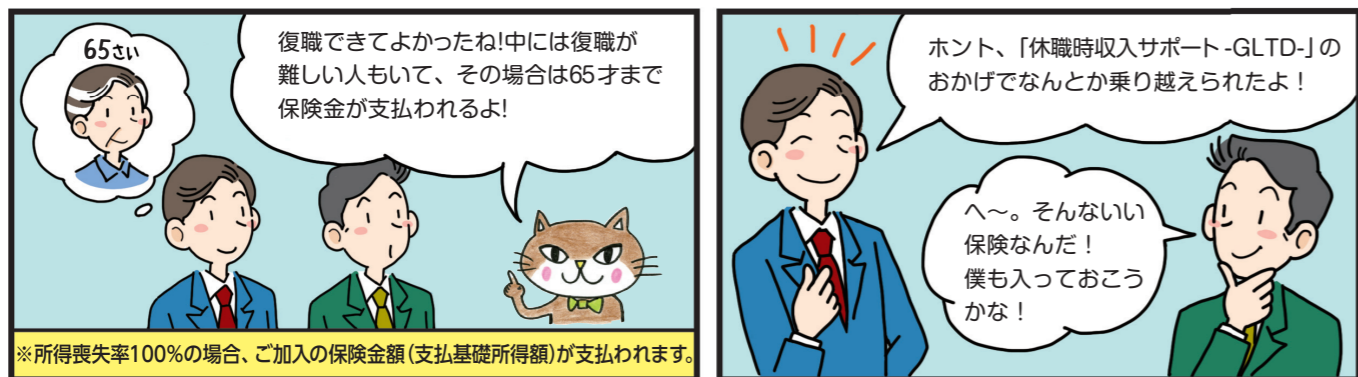
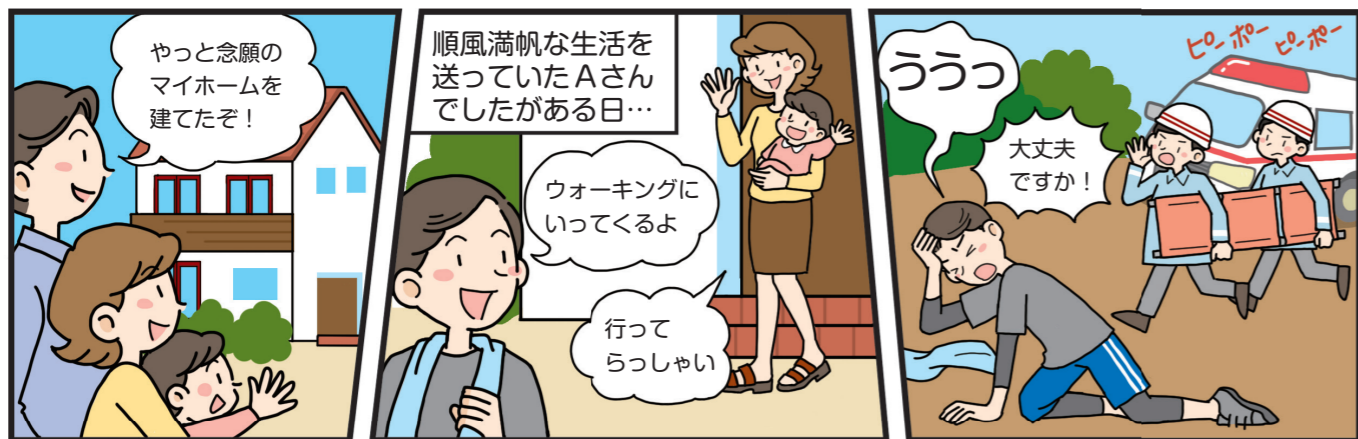
●前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたタイプ・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

日本郵政グループ労働組合

長期間働けなくなったとき、皆さまの生活をサポートします！

休職時収入サポート-GLTD- がお役に立ちます！

団体長期障害所得補償保険



さらに ご加入された方にはさらに**生活サポートサービス**がご利用いただけます。
 ●健康・医療 ●介護 ●暮らしの相談 ●各種情報提供・紹介サービス *別紙重要事項説明の冊子をご覧ください。

GLTD (休職時収入サポート) は2021年1月から商品が改定されます

新規加入の方は日本郵政グループの65才定年延長にあわせて、GLTD (休職時収入サポート) の補償内容が変わりました！

新規加入の方は現行の補償60才までプランにはご加入できません。

- ①補償期間を65歳までに延長します。②月額補償10万円コース、5万円コースの2種類はそのままです。
- ③万一の際の受け取れる保険金が増えます。④受取保険料が増加するため、月額保険料が上がります。

これまでのプラン 60歳	改定後プラン 65歳
GLTD 受取開始	受取保険金の増加 (月5万円) 年60万円×5年間=300万円増加 (月10万円) 年120万円×5年間=600万円増加
新規加入補償65才まで	補償の拡充
就業障害(ケガ・疾病)が継続する期間、設定した月額補償額(5万or10万)を受け取れます。	

新規加入プランの保険金額と月払保険料

保険金額(支払基礎所得額)が5万円(新Aタイプ)と10万円(新Bタイプ)の2つのタイプの中からご希望のセットをお選びください。ただし、年収300万円未満の方は新Aタイプ(保険金額5万円)のみのご加入となります。なお、保険金請求時には源泉徴収票等所得額の確認書類をご提出いただけます。

[条件] 補償期間(てん補期間*): 65才に達した日の属する年度の3月末日まで(ただし、免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間終了日までの期間が3年に満たない場合は3年間)、免責期間*: 270日 精神障害補償特約による保険金の支払いは、てん補期間を2年とします。

新規加入プラン(新規加入の方は65才までプランの加入になります)

(新)65才まで補償プラン

<新Aタイプ>

保険金額(支払基礎所得額)5万円 限度口数:1口

年齢	男性(3Aセット)	女性(4Aセット)
15~24才	316円	222円
25~29才	337円	300円
30~34才	406円	413円
35~39才	514円	595円
40~44才	741円	901円
45~49才	1,052円	1,276円
50~54才	1,467円	1,693円
55~59才	1,676円	1,727円
60~64才	1,576円	1,452円

<新Bタイプ*>

保険金額(支払基礎所得額)10万円 限度口数:1口

年齢	男性(3Bセット)	女性(4Bセット)
15~24才	633円	445円
25~29才	674円	600円
30~34才	812円	826円
35~39才	1,028円	1,189円
40~44才	1,481円	1,802円
45~49才	2,104円	2,552円
50~54才	2,935円	3,385円
55~59才	3,352円	3,455円
60~64才	3,152円	2,905円

*年収300万円以上の方のみのご加入となります。

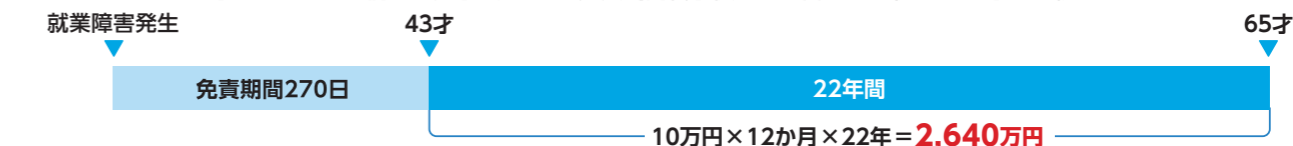
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等によって割増率が適用されます。
- 年齢は保険始期日(2021年1月1日)時点の満年齢とします。

保険金お支払額の例

定額型、保険金額(支払基礎所得額*)10万円[新Bタイプ]、免責期間*270日、てん補期間*65才に達した日の属する年度の3月末日まで

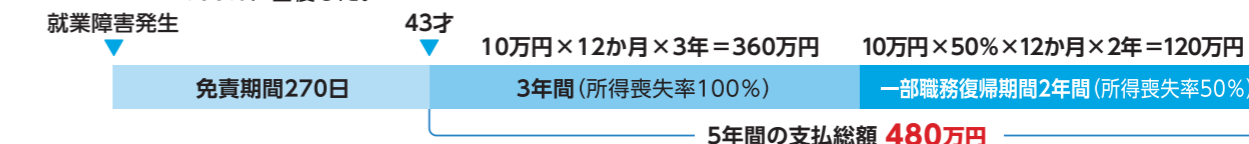
ケース1 65才まで就業障害*が続いた場合

43才になる270日前に交通事故にあい、免責期間終了後も全く働けない状態が65才まで続いた。



ケース2 リハビリ後、職務復帰する場合

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が3年間続いた。その後、職務復帰したものの2年間は正常勤務できず、1か月あたりの所得額が50%減少した(所得喪失率*が50%であった)が、それ以降は正常勤務し所得額が100%に回復した。



さらに ご加入された方にはさらに**生活サポートサービス**がご利用いただけます。
 ●健康・医療 ●介護 ●暮らしの相談 ●各種情報提供・紹介サービス *別紙重要事項説明の冊子をご覧ください。